

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年11月15日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第53号

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第4条」を「第5条」に改め、同条第2号中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第3条本文中「第5条第2項第1号」を「第6条第2項第1号」に改める。

第4条中「第9条」を「第10条」に改める。

別表(3)の項を次のように改める。

(3)	京都市西院自転車 駐車場	早朝深夜コーナー	午前4時30分から翌日の 午前1時30分まで
		そ の 他	午前6時30分から午後1 0時30分まで
(4)	京都市石田駅自転車等駐車場		午前5時から翌日の午前0 時30分まで

附 則

この規則は、平成16年11月26日から施行する。

(建設局道路部放置車両対策課)